申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		<u> 課等名 </u>						
Ī	許認可等の内容	重度障害者医療助成費の支給						
根拠法令及び条項		小田原市重度障害者医療費助成条例(以下「条例」という。) 第6条第2項						
	関係条項	条例第2条から第4条まで						
		申請者が「重度障害者の医療費助成に係る医療証の交付」の審査基準を満たし、かつ次に掲げる事由に該当すると認めるときは、医療費助成の支給を決定する。 (1) 申請者が保険医療機関等に自己負担額を支払ったと						
審		き。 (2) 市長が必要があると認めるとき。						
		なお、「市長が必要があると認めるとき」とは、次の場合						
查	基準	を指す。						
	(未設定の場合はそ	(1) 医療保険各法の規定により保険給付が現金給付(療						
基	の理由)	養費)となっているとき。						
		(2) 緊急その他やむを得ない理由で、病院等の窓口に医 療証を提示しないで受診したとき。						
進								
	受診したとき。							
		(4) 県外の国民健康保険(全国建設工事業国民健康保険						
		組合及び全国土木建築国民健康保険組合を除く。)又は高						
	齢者の医療の加入者であるとき。							
	参考事項							
	設定等年月日	平成29年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)						

標		総日数2か月	(休日は含まない。)
準	標準処理期間		
処	(未設定の場合はそ		
理	の理由)		
期			
間	設定等年月日	平成29年	月 日設定(平成 年 月 日最終変更)

(様式2裏面)

審				
н				
*				
查				
	基	準		
	至	113		
基				
準				
,				